



志布志市移住定住促進事業



～新築や住宅の購入をお考えのみなさまへ～

本市の補助対象地区へ本市外から移住する方を対象に、新築や住宅の購入などを行う際、その経費の一部を助成します。

この事業は、中山間地域の活性化と均衡ある発展、さらに小学校の複式学級解消を目的としています。

補助対象者

転入定住者（平成 25 年 4 月 1 日（基準日）以降に本市へ転入した方）及び再転入者（以前本市に住所があったが、市外に 3 年以上転出後、基準日以後再び転入した方）の世帯責任者（世帯の生活に係る経費のほとんどを負担している方）で、以下の要件を全て満たす方。ただし、国、県又は市の他の補助金等の交付を受けて住宅を新築若しくは購入した場合は除きます。

- 1 基準日以後に補助対象地区に住宅を新築若しくは購入
- 2 5 年以上居住する意思があり、生活の本拠がある
- 3 満 65 歳未満
- 4 居住地の自治会に加入
- 5 市区町村民税等に滞納がない
- 6 補助対象地区の学校区へ通学できる

補助対象地区

松山地区	松山小学校区、泰野小学校区、尾野見小学校区
志布志地区	潤ヶ野小学校区、田之浦小学校区、森山小学校区、四浦小学校区
有明地区	伊崎田小学校区、蓬原小学校区、原田小学校区、山重小学校区、野神小学校区（H26～）

補助金の種類



住宅取得補助金  子ども補助金
（詳しくは次のページへ）

住宅取得補助金



～新築・住宅購入の取得費用の

総額1/5を最高で200万円まで助成します～

補助対象住宅

新築、建売、中古住宅

補助金額

新築、または築後3年未満の建売住宅

新築、または築後3年未満の建売住宅を購入する際の取得経費総額の5分の1を助成します。

限度額は、補助対象者の年齢が満50歳未満は200万円、満51歳～65歳未満の場合は100万円となります。

中古住宅、または築後3年以上の建売住宅

中古住宅、または築後3年以上経っている建売住宅を購入する際の取得経費総額の5分の1を助成します。

限度額は、補助対象者の年齢が満50歳以下は100万円、満51歳～65歳未満の場合は50万円となります。

※補助金は定住していただくことを目的としているため、当初の申請時と5年後の申請時の2回に分け、それぞれ2分の1ずつ支払います。

子ども補助金



～小学生以下のお子さんがある場合、助成金を上乗せします～

補助対象要件

申請時点で、同じ世帯に小学生以下の子どもがいる世帯。

補助金額

1人あたり20万円を支払います。

※1回限りの申請で、1回で全額支払いとなります。

申請の流れ

申請は、住宅取得日（登記日）から **1 年以内** にしてください。

「住宅取得補助金」の場合、当初の申請とは別に住宅取得日（登記日）から 5 年後、1 年以内に追加申請をしてください。

当初の申請

各種様式

- ①志布志市移住定住促進事業補助金当初交付申請書（様式第 1 号）
- ②定住に関する誓約書（様式第 7 号）
- ③自治会加入証明書（様式第 8 号）

添付書類

- ①住民票謄本（続柄など記載されたもの）
- ②世帯全員分の申請日から過去 4 年間の住所が確認できる戸籍の附票（本籍地から取得）
- ③過去 3 年間市区町村民税等の滞納がないことが判別できる証明書（課税・所得証明等）
- ④土地及び住宅の登記事項証明書
- ⑤土地の購入契約書の写し
- ⑥新築に係る工事請負契約書または住宅の購入契約書の写し
- ⑦住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図
- ⑧住宅の全景写真 1 枚
- ⑨その他市長が必要と求める書類

申請書類の審査（必要に応じて現場検査）の後、交付決定及び確定通知書を郵送

市へ請求書提出後、補助金申請者が指定した口座へ振込

最終申請 ~登記日から 5 年後、1 年以内の手続き~

- ①志布志市移住定住促進事業補助金最終交付申請書（様式第 2 号）
- ②自治会加入証明書（様式第 8 号）

※添付書類

- ①住民票謄本（続柄など記載されたもの）
- ②市税の前年分の納税証明書